

# 令和5年度 第1回浜松市不良な生活環境対策審議会

日時：令和5年9月11日（月）午後2時から

会場：浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室 + WEB

## 次 第

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 会長選出

### 4 議事

#### 【報告事項1】

- ・「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例」について

#### 【審議事項1】

- ・不良な生活環境の判定要綱について

#### 【審議事項2】

- ・不良な生活環境に係る不利益処分に関する要領について

#### 【報告事項2】

- ・浜松市における不良な生活環境の状況について

### 5 閉会

#### 《配付資料》

- ・次第、委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 いわゆる「ごみ屋敷」対策に関する条例の制定について
- ・資料2 いわゆる「ごみ屋敷」対策に関するアプリの概要
- ・資料3 不良な生活環境の判定基準要綱（案）
- ・資料4 不良な生活環境に係る不利益処分に関する要領（案）
- ・資料5 不良な生活環境の判定要綱・不利益処分要領一覧表（案）
- ・資料6 浜松市における不良な生活環境の状況について
  
- ・参考資料 浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例及び施行規則

## いわゆる「ごみ屋敷」対策に関する条例の制定について

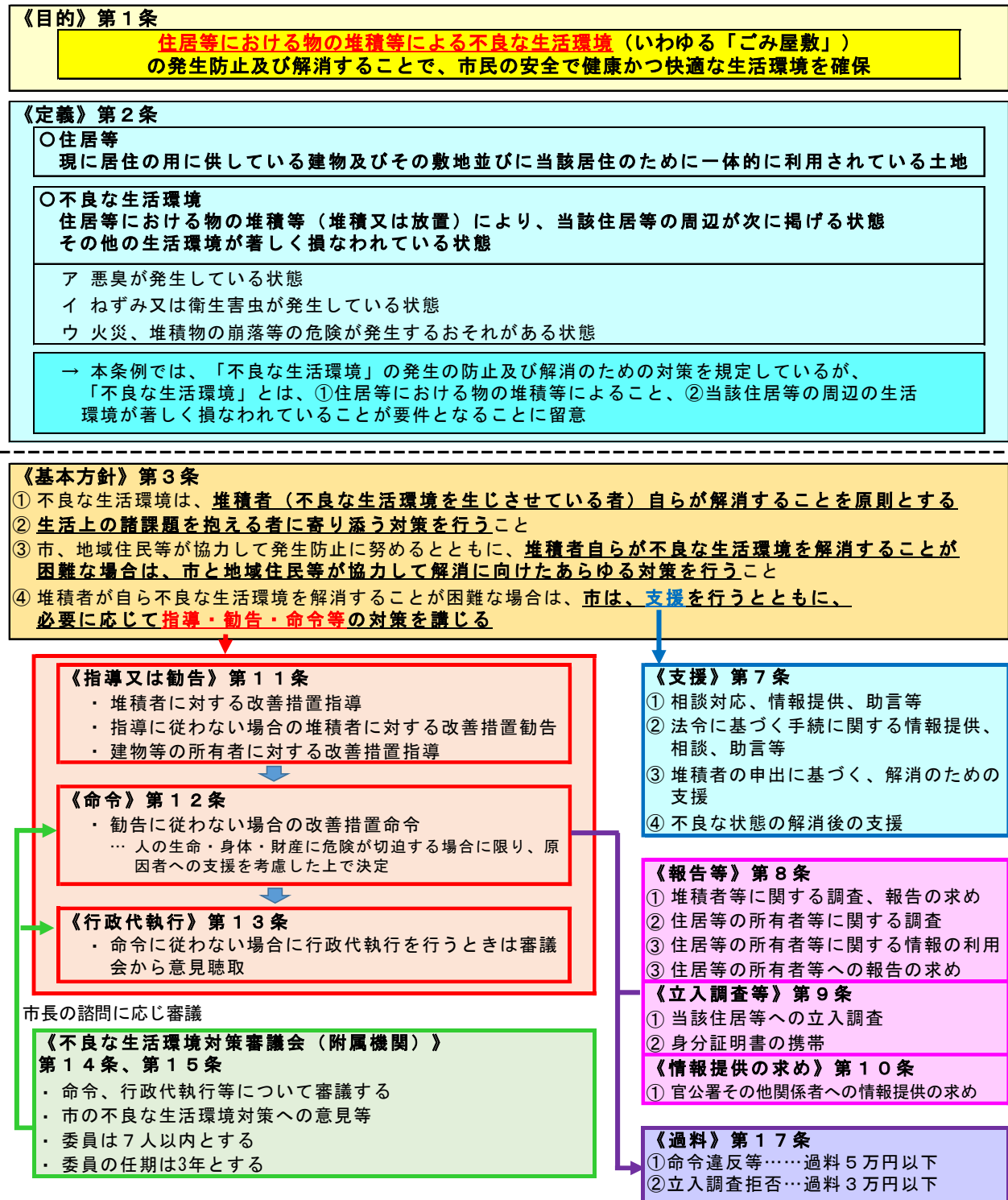
### 1 現状・課題

- 市内には、周辺を含めた生活環境に支障をきたす状態あるいは管理不全にある宅地、いわゆる「ごみ屋敷」が存在する。
- 実際の対応としては、2021年度に「ごみ屋敷」対策マニュアルを作成し、関係課が連携して対応することとした。ただし、法的根拠がなく、改善措置命令等の強制力のある措置が取れないという課題があった。

### 2 条例の制定

- 「ごみ屋敷」への対応を定める以下の条例及び規則が2023年6月26日に公布され、同7月1日に施行された（一部規定は10月1日に施行予定）。
  - 条例：浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例
  - 規則：浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例施行規則
- 条例及び規則を参考資料に示す。また、条例の概要を図1に示す。

図1 条例の概要



### 3 浜松市不良な生活環境対策審議会

#### ○審議会の主旨

不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する。(条例第14条第1項)

#### ○審議会の組織、委員

- ・ 審議会は、委員7人以内で組織する。(条例第14条第4項)
- ・ 委員の任期は3年間(同条第6項)
- ・ 委員の構成は以下のとおり

氏名	所属・役職等	分野
安藤 恵	静岡県公認心理師協会 副会長 (医療領域)	臨床心理
犬居 和賀代	浜松市民生委員児童委員協議会 副会長	社会福祉
宇佐美 嘉康	浜松市社会福祉協議会 地域支援課長	社会福祉
河島 多恵	静岡県弁護士会 弁護士	行政法
岸 恵美子	東邦大学 看護学部学部長	公衆衛生看護、地域看護
北村 喜宣	上智大学 法学部教授	行政法、環境法
鈴木 大介	浜松市自治会連合会 理事 (環境部会)	地域自治

#### ○審議会で扱う事項

- ・ 不良な生活環境に係る個別の案件について、命令及び行政代執行に関する諮問への答申
- ・ 不良な生活環境に係る対策に関する諮問への答申、意見

#### ○審議会委員の役割

##### (1) 命令及び行政代執行に関する諮問への答申

- ・ 福祉関係者には、命令又は代執行を行った場合、原因者への支援の悪影響等について知見を求める
- ・ 行政法関係者、弁護士には、命令又は代執行の妥当性等について知見を求める
- ・ 自治会関係者には、周辺の不良な生活環境の影響や地域での支援等について意見を求める

##### (2) 不良な生活環境に係る対策に関する諮問への答申、意見

- ・ 福祉関係者には、原因者への支援の観点から意見を求める
- ・ 行政法関係者、弁護士には、法的な側面からの意見を求める
- ・ 自治会関係者には、周辺の不良な生活環境の影響や地域での支援についての意見を求める

### 4 今後の条例の運用

○マニュアルを条例の内容を反映したものに改定し、庁内連携により対応を進める。

○情報共有や関係各課からの情報収集が効率的にできるように、環境政策課は、汎用データベース作成ツール(kintone)でのアプリ開発を行う。

○実際の運用として、「不良な生活環境判定基準」や「命令に関する処分基準」等を定める。これらの基準については、条例に基づく附属機関である「浜松市不良な生活環境対策審議会」からの意見を伺って決定又は更新を行う。

○条例を市民に周知するために、浜松市広報誌「広報はままつ」での特集記事掲載、HPの公開、リーフレットの配布等を行う。

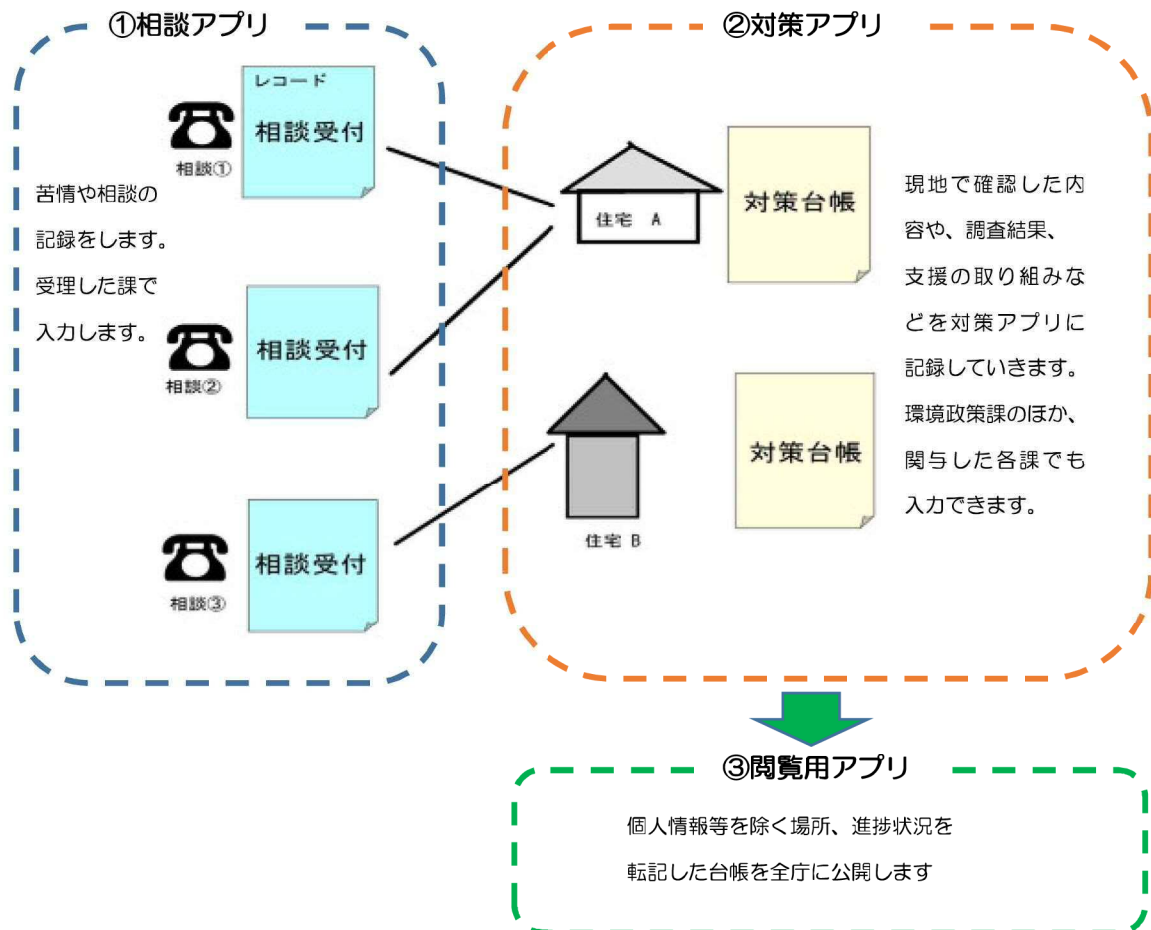
## いわゆる「ごみ屋敷」対策に関するアプリの概要

いわゆる「ごみ屋敷」業務において、案件情報の集約と、関係部署間での共有、状況の記録や進捗管理を目的として、①ごみ屋敷相談入力アプリ（以下、相談アプリ）と、②ごみ屋敷対策台帳アプリ（以下、対策アプリと）、③閲覧用ごみ屋敷台帳アプリ（以下、閲覧用アプリ）の3つを使用します。

各アプリの使用目的、権限は下表のとおり。

アプリ名称	使用目的	権限			
		環境政策課	受付課	関係課	その他の課
①相談アプリ	市民等から「ごみ屋敷」として受けた相談、苦情等の内容を記録	入力○ 閲覧○	入力○ 閲覧○	入力× 閲覧○(一部制限)	
②対策アプリ	案件ごとに、調査、対策の内容・状況を随時記録	入力○ 閲覧○	入力○ ※ 閲覧○ ※		入力× 閲覧×
③閲覧用アプリ	これまでの案件について、場所と対策状況を全課で情報共有	入力× (対策アプリから情報を抜粋・転記) 閲覧○			

※受付課が関係課に該当しない場合は、入力、閲覧ともに×となる



# <①相談アプリ> ※一部閲覧制限

## ◎ 入力画面

**相談受付票** 確認画面で確認後に入力します。

受付番号: 90      受付日: 2022-12-26

**1 受付情報**

受付日: 2022-12-26      受付区分:      区分: 「その他」の場合記入      受付種: 目録作成済

対応者 姓:      対応者 氏名:      所属電話番号 (なければ内線):

**2 対象物件**

(1) 場所

所在地:      所在地: \*全て必填\*      例: 都江 都江1-1-0 (都江 都江1-1-0)      〒の123, 番地      この所在地に異なる色の相談  
 元町町1-03-2      都江1-1-0  
 都江町支店3-05      支店1000

(2) 居住者の有無:  不明

**以下 受付履歴の閲覧権限外には非公開となります**

**3 状況**

(1) 発生している課題  
 物の状態 (除外):

(2) 影響の内容  
 その他 (当該発生、当該顧客の設計、対応履歴の低下 等):

(3) その他:

**4 居住者について**

居住者の氏名、家族構成、職業等 (論議内容をともに記載 ※不明の場合は「不明」)

心算の状況等:

**5 相談者について** 応対上の留意点: 対応の継続性/対応情報に該当する点、連絡として相談者に告知させることが必要なら、

区分:      団体名:      役職等:      氏名:

住所:      メールアドレス:      電話番号:

**6 補足事項**

補遺 (英語・中国語資料) 最大5MB

**<<確認/進捗状況>>**

別画面アプリに遷移します

1.4

## <②対策アプリ> ※閲覧制限

◎ 一覧画面（アプリ起動時の画面）

相違のあった「ごみ回収」についての確認、情報、状況記録を記録するアプリです。  
 ※このアプリは非公開です。アクセスと記録する権限のみ提供されます。 登録（概要）は、こちら。  
 ※高度な個人情報を含むため、取扱いに留意ください。

①権限を受けたら、まず「相対入力アプリ」へ入力します  
 ②確認、判定、対応等の対応は、移動、このアプリへ記録していきます

一括出力

台帳番号	更新日	更新者	更新日(表示)	更新日(表示)	更新者(表示)	連携状況	内容、記録内容 ※個人情報を含む記録項目は非公開	対応済	対応済履歴	権利者	有償更新	終了日
24	2023-					対応なし (記録済)	確認開始の開始から対応開始、現状では対応済とする					2023-08-25
23	2023-					対応なし (記録済)	確認開始の開始、現状では対応済とする					2023-08-25
22	2023-					対応なし (記録済)	確認開始の開始、現状では対応済とする			権利者		2023-08-15
21	2023-					未対応/確認済	確認開始から対応開始して、現状では対応済とする					
20	2022-					対応なし (記録済)	確認開始の開始、現状では対応済とする					
19	2022-					対応なし (記録済)	確認開始の開始、現状では対応済とする			権利者		
18	2022-					対応なし (記録済)	確認開始の開始、現状では対応済とする					
17	2023-					対応なし (記録済)	確認開始の開始、現状では対応済とする					

## ◎ 案件画面

有誤であった「ごみ履歴」についての確認、修正、対応状況を記録するアプリです。  
 ※このアプリは非公開です。ケースごとに閲覧する権限のみ設定できます。 全件（検索）は [こちら](#)。  
 ※高度な個人情報を含むため、厳密に権限を管理します。

①相談を受けながら、まず「相談入力アプリ」へ入力します  
 ②確認、修正、対応等の状況は、随時、このアプリへ記録していただきます

個別設定項目 (確認する)

**海外移住 個人情報につき敬告の注意**

台帳番号  所在地 (区)  所在地(宝島)  例 埼玉県三丁目1-1-0 (番地、番、号は  
 方角高103-0 都立子に  
 埼玉県内県305 全角4桁まで)

相談入力票  この所在地の相談台帳  ※同じ所在地の相談入力票が複数ある場合、  
 対象が重複したもののレコードに集約します。  
 重複して作成しないようご注意ください。  
 (保存せず削除)

**[1] 基本情報** ※強制記録項目

記入日  入力者 所属  氏名  最終更新日  更新体主者 所属  氏名

**1 土地・建物に関すること**

在り不在地番 (※左記表示)  支那  土地所有権  所有管理  所有管理 (区分別、共有管理)

取得済みの土地の区画 地番  用途  区分管理  共有管理 (区分別、共有管理)

在り不在の状況  (「その他」の場合記入) 用途  建物所有権  所有管理  所有管理 (区分別、共有管理)

地図画像

**2 居住者に関すること**

氏名 (フリガナ)  性別  住所

> 居住世帯の状況

**3 ごみ種類について** 種類の名称  年  月  日  (「その他」の場合)

**[2] 確認/判定** ※強制記録項目

規程を確認した際に記録します。 添付  ※規程事項に該当する項目を行った場合は特記事項を入力します  
 05 具以前のものを特記入力 (※判定)

日付	所属	担当者	状況	備考	備考	備考	備考	備考
2022-12-26	情報記録課		不明					
2023-01-05	情報記録課		不明				写真のみ	
2023-04-21	情報記録課	山本 富通	不明	プラズ その他			・自治体にごみ集積所が設置している ・区内の自治体は不明 ・調査結果、提出しているが不明な点あり	
2023-08-16	情報記録課	山本 富通	不明	プラズ その他			・大きな変化なし ・調査の中で、整備中の施設 (10年7月) の調査 の入り部が不明な点が複数あり (写真) されており 本人が確認している可能性がある。	

**[3] 対応記録** ※強制記録項目

関係機関、当事者、近隣等とのやりとりの記録、関連情報等を入力します。 添付

日付	所属	担当者	記録	記録
2023-04-28	情報記録課			・相手の住所より「住所が不明」との入票があり、先生が訪問した旨に連絡を求め、 連絡を依頼する文書を送付 (→23.5.25現在 先方からの連絡、結果の返答 なし)

全項目表示  入力と更新履歴  全項目表示

**[4] 進捗状況** ※強制記録項目

進捗状況  終了日  方針、経過の概要  ※個人情報を含む資料に注意  
 対応/検討  関係機関と対応協議予定

対応済  対応済

依頼済  依頼済

> 件別用

コメントする

コメントはあがりません。

コメントはあがりません。

コメントはあがりません。

コメントする

コメントはあがりません。

コメントする

コメントはあがりません。

コメントする

コメントはあがりません。



## <③閲覧用アプリ>

### ◎ 一覧画面（アプリ起動時の画面）

案件番号	所在地(区)	所在地(全角)	Tycho)署名, 号番	進捗状況	方針, 経過の概要 ※個人情報を含まず簡潔に記載	対応済	対策実施済回数	初回日	今後予定	終了日
21				未対応/検討中	関係名称と対応を検討していく					
14				未対応/検討中	関係名称と対応を検討予定					
10				未対応/検討中	調査中の可能性あり					
6				未対応/検討中	調査未対応?				再調査	
24				対応なし(対象外)	特別調査が見受けられないため、現時点では対象外とする					2023-08-25
23				対応なし(対象外)	関係名称の記載, 特に関心のある内容を添付されず, いっ...					2023-08-25

(クリックして遷移)



### ◎ 案件画面

**[1] 受付・基本情報**

案件番号: 14  
 所在地(区): [ ]  
 所在地(全角): [ ]  
 Tycho)署名, 号番: [ ]

相談受付状況: [ ]  
 受付済: [ ]  
 未受付: [ ]  
 受付済日: [ ]  
 受付済: [ ]  
 2022-12-28 [ ]  
 参加するレコードがありません。

対策実施済日: [ ]  
 実施者: [ ]  
 2023-12-28 [ ]  
 実施者: [ ]

**[2] 進捗状況**

進捗状況: [ ]  
 終了日: [ ]  
 方針, 経過の概要 ※個人情報を含まず簡潔に記載: [ ]

未対応/検討中: [ ]  
 関係名称と対応を検討予定: [ ]

対応済: [ ]  
 対策実施済日: [ ]

初回日: [ ]  
 今後予定: [ ]

## (案)

## 不良な生活環境の判定基準要綱

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例第2条第3号の「不良な生活環境」は、同条第1号の住居等であることを確認した上で、別表1の堆積物の状態の判定項目と別表2-1の堆積物による周辺への影響の判定項目について確認し、別表3により判定する。なお、各項目は、3名以上の市職員により判定するものとする。

別表1 堆積物の状態の判定項目

項目	観点	基準	基準の説明
堆積物の状態	堆積物の状態によって生活環境への影響度合いを判定する	A	以下の全てに該当する ・屋外 <sup>*1</sup> に堆積物があり、当該住居に居住する者が敷地内を移動できないなど生活に支障を生じている又は一体的に利用されている土地においては通常の土地利用ができない ・周囲から堆積物が確認できる
		B	屋内又は屋外に堆積物がある（上記Aに該当するものを除く）
		C	堆積物があるとは認められない

※1 共同住宅においては、屋内の共用部分（廊下、ロビー等）は屋外とみなす。

別表2-1 堆積物による周辺への影響

項目	観点	基準	基準の説明	
① 悪臭	堆積物により住居等の隣地境界において <sup>*2</sup> 発生している悪臭の程度によって生活環境への影響度合いを判定する	a	悪臭が著しく発生している	以下の全てに該当する (1) 常時、悪臭が発生している (2) 悪臭が最も強いとき、3名以上の市職員が別表2-2のいずれに該当するか判定し、評価の平均が3.5以上となる
		b	悪臭が発生している	以下の全てに該当する (1) ときおり、悪臭が発生している (2) 悪臭が最も強いとき、3名以上の市職員が別表2-2のいずれに該当するか判定し、評価の平均で3.5以上となる
		c	悪臭の発生が感じられない	上記a, bに該当しない
② ねずみ又は衛生害虫 <sup>*3</sup>	堆積物により住居等において発生しているねずみ又は衛生害虫の程度によって生活環境への影響度合いを判定する	a	ねずみ又は衛生害虫が著しく発生している	敷地外からもねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外で目視により確認できる
		b	ねずみ又は衛生害虫が発生している	ねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外に目視により確認できる
		c	ねずみ又は衛生害虫の発生が認められない	目視ではねずみ又は衛生害虫の存在が確認できない
③ 火災等の危険性	火気の使用状況や可燃物等の堆積等の状況について判定する	a	火災発生の危険性が高い	可燃物等 <sup>*4</sup> が屋内及び屋外に堆積等されており、以下のいずれかの状態にある (1) 可燃物等が屋外に堆積等され、敷地外から容易に火を着けることができる状態にあるなど火災が発生する危険性が高い (2) 可燃物等が屋内の床全てを覆うほどにあり、その上で日常的に火気の使用が行われている

		b	火災発生の危険性がある	可燃物等が屋内及び屋外に堆積等されており、以下のいずれかの状態にある (1) 可燃物等が屋外に堆積等されているが、敷地外から容易に火を着けることはできない (2) 可燃物等が屋内の床全てを覆うほどにはなく、火気を使用できるスペースは一定程度、確保されている
		c	火災発生の蓋然性が低い	可燃物等が屋内及び屋外に堆積等されており、以下のいずれかの状態にある (1) 屋外の堆積物に可燃物等は少なく、堆積等に起因した火災が発生する蓋然性が低い (2) 屋内の床に可燃物等が堆積等しているが火気の使用等の日常生活は堆積とは別の場所で行われている
④ 堆積物の崩落等の危険性	物等の堆積等の場所や堆積物の崩落による通行上の危険性について判定する	a	通行上の危険性が高い	以下のいずれかの状態 (1) 堆積物が崩落すれば、近隣住民、通行者、通行車両等に危険が及ぶことが予見される (2) 堆積物が敷地外又は私道等※4にあり、他者の通行に支障を生じさせている
		b	通行上の危険性が低い	以下のいずれかの状態 (1) 堆積物が崩落する可能性はあるが、近隣住民、通行者、通行車両等への危険が及ぶ可能性は低い (2) 堆積物が敷地外又は私道等※5にあり、居住者や住居等に立ち入る際に支障が生じる可能性がある
		c	通行上の危険性が認められない	上記a, bのいずれにも該当しない

- ※2 住居等の隣地境界とは、戸建て住宅においては敷地境界、共同住宅においては、専用部分の境界をいう。
- ※3 衛生害虫とは、ダニ、ノミ、カ、シラミ、ハエ、ゴキブリ等の人に感染症などの衛生上の被害を起す虫をいう。なお、不快害虫（アリ、シロアリ、ヤスデ、ムカデ、ケムシ、クモ、カツオブシムシ、チャタテムシ等）は対象外である。
- ※4 可燃物等とは、通常環境において着火した場合に燃焼が継続する物（不燃性・難燃性でない紙くず・糸等）又は、温度が高い環境で発火する物（スプレー缶、ガスボンベ等）をいう。
- ※5 私道等とは、共同住宅においては、共用部分を含む。

別表2-2 臭気強度

臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

別表3 判定

	判定結果	状態
イ	別表1がAに該当	不良な生活環境にある
ロ	別表1がB かつ 別表2-1①~④のいずれかがaに該当	
ハ	別表1がB かつ 別表2-1①~④に a に該当する項目がなく、い ずれかが b に該当	不良な生活環境になるおそれがある
ニ	別表1がB かつ 別表2-1①~④のいずれも c に該当	不良な生活環境であるとは認められない
ホ	別表1がCの場合	

## (案)

## 住居等における物の堆積等による不良な生活環境に係る不利益処分に関する要領

## (目的)

第1条 この要綱は、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（令和5年浜松市条例第42号。以下「条例」という。）に基づく不利益処分を行うにあたっての処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語は条例に定めるところによる。

## (基準)

第3条 条例第12条第1項の規定による命令（以下「措置命令」という。）は、別表1に示す基準により処分原案を作成し、同第2項の規定により、浜松市不良な生活環境対策審議会（以下「審議会」という。）で審議する。

2 措置命令を受けた堆積者が当該命令に従わないとき、別表1に示す基準により行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による代執行を行うか検討し、条例13条の規定により審議会で審議する。

別表 1

周辺環境への影響		不利益処分	
区分	状態	命令	行政代執行
悪臭	(1) 近隣住民が居住する場所又は市民が日常的に活動する場所において、以下のいずれにも該当する イ 常時、悪臭を感知できる ロ 悪臭が最も強いとき、6名以上の市職員が別表2のいずれに該当するか判定し、最高値、最低値を除外した評価の平均が3.5以上となる	○	—
	(2) 上記(1)以外の場合	—	—
ねずみ又は衛生害虫	(1) ねずみ又は衛生害虫が当該住居の敷地外から確認できるとともに、近隣住民の家屋内でも大量に確認でき、周辺での感染症の危険が容易に想定できる	○	○
	(2) 敷地外からもねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外で目視により確認できる（上記(1)に該当する場合を除く）	○	—
	(3) 上記(1)、(2)以外の場合	—	—
可燃物等	(1) 可燃物等が屋内及び屋外に堆積等されている	—	—
堆積物の崩落	(1) 堆積物が崩落すれば、通行者、通行車両等に危険が及ぶことが容易に想像できる	○	○
	(2) 上記(1)以外の場合	—	—
通行の障害	(1) 堆積物が敷地外又は私道等にあり、他者の通行に支障がある	—	—
その他	(1) 上記に示す区分・状態の他に、近隣住民の生命・身体に切迫した危険が迫っている	○	○
	(2) 上記に示す区分・状態の他に、近隣住民の生命・身体・財産への被害が容易に想像できる	○	—
	(3) 「不良な生活環境」該当するが、上記の区分・状態のいずれにも該当しない	—	—

表2 臭気強度

臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

不良な生活環境の判定要綱・不利益処分要領一覧表

物の堆積の状態	周辺への影響		不良な生活環境の判定	措置（支援をつくしても改善されない場合に限る）			
				指導（文書）	勧告	命令	行政代執行
A 現に人が住んでいる住居において、以下のいずれにも該当する  イ 屋外に堆積物があり、当該住居に居住する者が敷地内を移動できないなど生活に支障を生じている又は一体的に利用されている土地においては通常の土地利用ができない  ロ 周囲から堆積物が確認できる	悪臭	a1 近隣住民が居住する場所又は市民が日常的に活動する場所において、以下のいずれにも該当する イ 常時、悪臭を感知できる ロ 悪臭が最も強いとき、 <u>6名以上</u> の市職員が別表2のいずれに該当するか判定し、最高値、最低値を除外した評価の平均が3.5以上となる	○	●	●	●	—
		a2 敷地境界において、以下のいずれにも該当する イ 常時、悪臭を感知できる ロ 悪臭が最も強いとき、 <u>3名以上</u> の市職員が別表2のいずれに該当するか判定し、評価の平均が3.5以上となる		●	●	—	—
		b 敷地境界において、以下のいずれにも該当する イ 常時、悪臭を感知できる ロ 悪臭が最も強いとき、 <u>3名以上</u> の市職員が別表2のいずれに該当するか判定し、評価の平均が3.5以上となる		—	—	—	—
		c 上記a1, a2に該当しない		—	—	—	—
	ねずみ又は衛生害虫	a1 ねずみ又は衛生害虫が当該住居の敷地外から確認できるとともに、近隣住民の家屋内でも大量に確認でき、周辺での感染症の危険が容易に想定できる		●	●	●	●
		a2 敷地外からもねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外で目視により確認できる（a1に該当する場合を除く）		●	●	●	—
		b ねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外に目視により確認できる		—	—	—	—
		c 目視ではねずみ又は衛生害虫の存在が確認できない		—	—	—	—
	火災の危険性	a 可燃物等が屋内及び屋外に堆積等されており、以下のいずれかの状態にある イ 可燃物等が屋外に堆積等され、敷地外から容易に火を着けることができる状況にあるなど火災が発生する危険性が高い ロ 可燃物等が屋内の床全てを覆うほどにあり、その上で日常的に火気の使用が行われている		●	●	—	—
		b 可燃物等が屋内及び屋外に堆積等されており、以下のいずれかの状態にある イ 可燃物等が屋外に堆積等されているが、敷地外から容易に火を着けることはできない ロ 可燃物等が屋内の床全てを覆うほどにはなく、火気を使用できるスペースは一定程度、確保されている		—	—	—	—
		c 上記a, bに該当しない		—	—	—	—
	崩落の危険性	a 堆積物が崩落すれば、通行者、通行車両等に危険が及ぶことが容易に想像できる		●	●	●	●
		b 堆積物が崩落する可能性はあるが、通行者、通行車両等への危険が及ぶ可能性は低い		—	—	—	—
		c 上記a, bのいずれにも該当しない		—	—	—	—
	通行上の障害	a 堆積物が敷地外又は私道等にあり、他者の通行に支障を生じさせている		●	●	—	—
		b 堆積物が敷地外又は私道等にあり、居住者や住居等に立ち入る際に支障が生じる可能性がある		—	—	—	—
		c 上記a, bのいずれにも該当しない		—	—	—	—
	その他	a 上記項目（悪臭、ねずみ又は衛生害虫、火災の危険性、崩落の危険性、通行上の障害）のいずれにおいても、a、a1又はa2に該当しない場合に該当しない場合であって、市民の生命、身体又は財産への危険が生じている		●	●	●	●
		b 上記項目（悪臭、ねずみ又は衛生害虫、火災の危険性、崩落の危険性、通行上の障害）のいずれにおいても、a、a1又はa2に該当しない場合に該当しない場合であって、周辺の生活環境に悪影響を生じている		●	●	●	—
		c 上記項目（悪臭、ねずみ又は衛生害虫、火災の危険性、崩落の危険性、通行上の障害）のいずれにおいても、a、a1又はa2に該当しない場合（上記項目での問題はないが、敷地外から堆積物が見えることで景観上の問題がある等の案件）		●	●	—	—



物の堆積の状態	周辺への影響	不良な生活環境の判定	措置（支援をつくしても改善されない場合に限る）				
			指導（文書）	勧告	命令	行政代執行	
B 現に人が住んでいる住居において、屋内又は屋外に堆積物がある（上記Aに該当するものを除く）	悪臭	a1 市民が居住する場所又は日常的に活動する場所において、以下のいずれにも該当する イ 常時、悪臭を感知できる ロ 悪臭が最も強いとき、6名以上の市職員が別表2のいずれに該当するか判定し、評価の平均が3.5以上となる	○	●	●	●	—
		a2 敷地境界において、以下のいずれにも該当する イ 常時、悪臭を感知できる ロ 悪臭が最も強いとき、3名以上の市職員が別表2のいずれに該当するか判定し、評価の平均が3.5以上となる		●	●	—	—
		b 敷地境界において、以下のいずれにも該当する イ 常時、悪臭を感知できる ロ 悪臭が最も強いとき、3名以上の市職員が別表2のいずれに該当するか判定し、評価の平均が3.5以上となる	△ (経過観察)	—	—	—	—
		c 上記a1, a2, bに該当しない	×	—	—	—	—
	ねずみ又は衛生害虫	a1 ねずみ又は衛生害虫が当該住居の敷地外から確認できるとともに、近隣住民の家屋内でも大量に確認でき、周辺での感染症の危険が容易に想定できる	○	●	●	●	●
		a2 敷地外からもねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外で目視により確認できる（a1に該当する場合を除く）		●	●	●	—
		b ねずみ又は衛生害虫が屋内又は屋外に目視により確認できる	△ (経過観察)	—	—	—	—
		c 目視ではねずみ又は衛生害虫の存在が確認できない	×	—	—	—	—
	火災の危険性	a 可燃物等が屋内及び屋外に堆積等されており、以下のいずれかの状態にある イ 可燃物等が屋外に堆積等され、敷地外から容易に火を着けることができる状況にあるなど火災が発生する危険性が高い ロ 可燃物等が屋内の床全てを覆うほどにあり、その上で日常的に火気の使用が行われている	○	●	●	—	—
		b 可燃物等が屋内及び屋外に堆積等されており、以下のいずれかの状態にある イ 可燃物等が屋外に堆積等されているが、敷地外から容易に火を着けることはできない ロ 可燃物等が屋内の床全てを覆うほどにはなく、火気を使用できるスペースは一定程度、確保されている	△ (経過観察)	—	—	—	—
		c 上記a, bに該当しない	×	—	—	—	—
	崩落の危険性	a 堆積物が崩落すれば、通行者、通行車両等に危険が及ぶことが容易に想像できる	○	●	●	●	●
		b 堆積物が崩落する可能性はあるが、通行者、通行車両等への危険が及ぶ可能性は低い	△ (経過観察)	—	—	—	—
c 上記a, bのいずれにも該当しない		×	—	—	—	—	
通行上の障害	a 堆積物が敷地外又は私道等にあり、他者の通行に支障を生じさせている	○	●	●	—	—	
	b 堆積物が敷地外又は私道等にあり、居住者や住居等に立ち入る際に支障が生じる可能性がある	△ (経過観察)	—	—	—	—	
	c 上記a, bのいずれにも該当しない	×	—	—	—	—	
C 堆積物があるとは認められない		×	—	—	—	—	